

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和6年度予算要求）

【事業】

- 1 （事業番号6）
＜独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費＞・・・・・・・・ P. 1
①化学物質の有害性調査事業に係る移転経費（安衛研登戸分）
②バイオアッセイ研究センターの返還準備等経費
③第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ
④安衛研新技術安全研究棟新築工事
⑤吉備高原医療リハビリテーションセンター職員宿舎改修工事
⑥化学物質対策に係る労働衛生研究体制の再編・強化に係る施設整備過労死等防止対策推進経費（周知・啓発事業）

- 2 （事業番号7）
＜労災疾病臨床研究事業費補助金事業＞・・・・・・・・ P. 7
・労災疾病臨床研究の拡充

- 3 （事業番号18）
＜じん肺等対策事業＞・・・・・・・・ P. 9
・石綿届出システムの運用及び改修

- 4 （事業番号20）
＜職場における化学物質管理促進のための総合対策＞・・・・・・・・ P. 11
・個人ばく露濃度測定定着促進補助金、事業場における化学物質管理の支援強化

- 5 （事業番号21）
＜産業保健活動総合支援事業＞・・・・・・・・ P. 15
・産業保健総合支援センターにおける相談体制等の拡充

- 6 （事業番号23）
＜メンタルヘルス対策等事業＞・・・・・・・・ P. 19
・「こころの耳」相談事業の拡充

- 7 （事業番号25）
＜職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費＞・・ P. 21

8	(事業番号 27)	
	＜第三次産業労働災害防止対策支援等事業＞	P. 23
	・ 就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	
9	(事業番号 28)	
	＜林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業＞	P. 26
10	(事業番号 38)	
	＜テレワーク普及促進等対策＞	P. 28

		NO. 1	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	6
事業名	①化学物質の有害性調査事業に係る移転経費（安衛研登戸分） ②バイオアッセイ研究センターの返還準備等経費 ③第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ ④安衛研新技術安全研究棟新築工事 ⑤吉備高原医療リハビリテーションセンター職員宿舍改修工事 ⑥化学物質対策に係る労働衛生研究体制の再編・強化に係る施設整備 （個票番号6 独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費）	令和5年度 予算額 12,564,771(千円)	令和6年度 予算要求額 13,593,087(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室機構調整第一係		
事業の別	社会復帰促進事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号） 被災労働者援護事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第2号） 安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（独）労働者健康安全機構		
令和5年度の 事業概要	<p>（1）医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター（1か所）を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営）との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。</p> <p>（2）総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター（2か所）を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。</p> <p>（3）産業殉職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。</p> <p>（4）治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導（①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立）に係る事例の収集・集積等を実施する。</p> <p>（5）労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>（6）日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。なお、本センターは、令和5年度に廃止し、これまで行っていた研究（事業）については、労働安全衛生総合研究所と統合した上で、化学物質の有害性調査については継続して実施する予定である。</p> <p>（7）独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。</p>		

<p>令和6年度から新たに実施したい内容</p>	<p>【運営費（①～③）】 ①化学物質の有害性調査事業に係る移転経費（安衛研登戸分） ※上記（5）関係 ②バイオアッセイ研究センターの返還準備等経費 ※上記（6）関係 ③第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ ※上記（5）関係</p> <p>【施設整備費（④～⑥）】 ④安衛研新技術安全研究棟新築工事 ※上記（7）関係 ⑤吉備高原医療リハビリテーションセンター職員宿舎改修工事 ※上記（7）関係 ⑥化学物質対策に係る労働衛生研究体制の再編・強化に係る施設整備 ※上記（7）関係</p>
<p>事業の必要性</p>	<p>【①化学物質の有害性調査事業に係る移転経費（安衛研登戸分）】 【②バイオアッセイ研究センターの返還準備等経費】 ①安衛研登戸地区の動物関係等の実験施設及び②日本バイオアッセイ研究センター（以下、「バイオ」という。）が使用している施設は、劣化が著しく増改築工事等も実施できない状態にある。そして、バイオの行っていた研究（事業）は安衛研に統合されるため、上記①②の施設で行っていた研究等について実施できる施設に移転する必要がある。なお、バイオについては、現在バイオが使用している土地・建物は国のものであるため国への返還の必要があり、原状復帰を行う必要がある。</p> <p>【③第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ】 令和5年度より開始した第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」とする）を効果的に進めていくには、計画目標に掲げている事業場における取組の進捗を適切に把握し、災害防止等の効果を検証することが重要である。一方で、計画目標は業種毎に異なっており、多くの分野に関連していることから、それぞれの目標についても事業場の取組状況、災害の発生状況を詳細に把握し、取組と効果の関係性を明確にするためには（独）労働者健康安全機構と密接に連携しつつ、専門技術的な検証が必要がある。</p> <p>【④安衛研新技術安全研究棟新築工事】 デジタル規制改革推進のための一括法に対応するため、労働安全衛生分野で活用可能なデジタル技術の情報を収集し、適時に必要な規制の見直しを行うことが必要である。また、第14次労働災害防止計画においても「労働安全衛生におけるDXの推進」が掲げられており、効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用を促進し、その新技術が作業の安全化に当たってどの程度有効であるかについて、エビデンスの収集・検討を行うこととしている。このため、労働安全衛生総合研究所で調査研究等を行うにあたり必要な研究棟及び屋外実験場所の整備を行う必要がある。</p> <p>【⑤吉備高原医療リハビリテーションセンター職員宿舎改修工事】 敷地内に所在する職員宿舎については竣工後36年が経過している。吉備高原は山間部で、冬に積雪が多いことから、職員宿舎の天井・壁クロスやキッチン床等の損傷、ドア枠の歪みによる玄関ドアの開閉不能など老朽化が著しい。また、同センターは市街地から距離のある高原地帯に位置し、職員の継続雇用及び採用には宿舎整備が喫緊の課題であり、特に単身者用宿舎は狭隘化、洗濯機の屋外ベランダの設置など、入居者が快適な生活を営むのに著しく困難な状況となっている。この住環境を改善することで今後の人材確保に繋げるため職員宿舎改修工事を実施する必要がある。</p> <p>【⑥化学物質対策に係る労働衛生研究体制の再編・強化に係る施設整備】 化学物質の有害性に関する研究については、国が行うべき有害性調査として、民間で行えないような高度な分析も含めて、労働安全衛生総合研究所において担う必要があり、それらの分析の評価結果などを含めた新たな化学物質管理に必要な情報を発信することとしており、当該情報発信を行うための機器の整備が必要である。</p>
<p>社会復帰促進等事業で実施する必要性</p>	<p>【①化学物質の有害性調査事業に係る移転経費（安衛研登戸分）】 【②バイオアッセイ研究センターの返還準備等経費】 本事業は、化学物質に係る調査研究を行い、集めた化学物質に関する知見から、化学物質規制の見直し等に繋がり、化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防止することになることから、本事業は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>【③第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ】 本事業で行う災害防止対策の取組効果の検証及び事業場の取組状況の実態把握は、労働災害を防止するために事業者が実施している取組の状況や、その結果期待される労働災害の減少効果を的確に把握・分析することにより労働災害防止の効果的な取組を明らかにすることから、労働者の安全及び健康の確保に寄与し、本事業は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>【④安衛研新技術安全研究棟新築工事】 デジタル新技術に係る調査研究が進むことにより、デジタル新技術の活用による効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化が推進され、以て労働者の安全及び健康の確保に寄与することから、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>【⑤吉備高原医療リハビリテーションセンター職員宿舎改修工事】 本事業は、社会復帰促進等事業を実施している吉備高原医療リハビリテーションセンターの施設整備に係るものであり、社会復帰に向けたリハビリテーションの場を提供することに資することから、本事業は労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に適用するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p> <p>【⑥化学物質対策に係る労働衛生研究体制の再編・強化に係る施設整備】 本事業は、化学物質に係る調査研究を行い、集めた化学物質に関する知見から、化学物質規制の見直し等に繋がり、化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防止することになることから、本事業は労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>

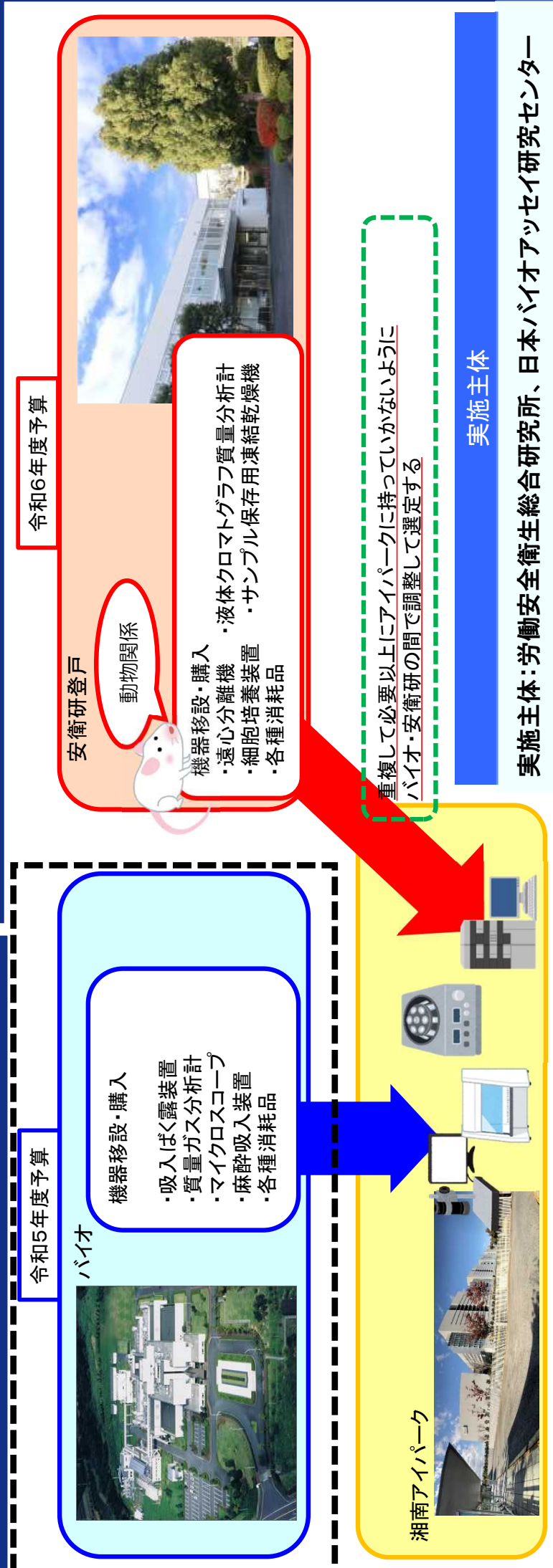
<p>事業全体の 経費削減内容</p>	<p>労働者健康安全機構の運営費について、新規事業は増額しているものの、既存事業は算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる（減じる）等により要求額を削減している。 施設整備費については、中期目標に基づき、施設等の状況から緊急性、必要性等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業年度毎に整備計画を策定している。 令和6年度要求に当たっては、財政状況を勘案し、当該年度で真に実施が必要な事項に厳選をした増額要求を行うこととした。</p>
<p>期待される 施策効果</p>	<p>【①化学物質の有害性調査事業に係る移転経費（安衛研登戸分）】 【②バイオアッセイ研究センターの返還準備等経費】 移転等により事業が継続されることにより、本事業を通じて、化学物質管理に関する調査研究が行われ知見が集まることにより、化学物質による労働災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。 【③第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ】 災害防止対策の効果、事業場の実態を詳細に把握して必要な対策に繋がれば労働者の安全と健康の確保に寄与することが期待される。 【④安衛研新技術安全研究棟新築工事】 本事業により、デジタル新技術の活用に係る調査研究を実施するための環境を整備することで、労働災害の防止に寄与することが期待される。 【⑤吉備高原医療リハビリテーションセンター職員宿舎改修工事】 本事業を通じて、リハビリテーション医療の専門病院における医師・看護師等の人材確保に繋がることにより、社会復帰促進等事業に寄与することが期待される。 【⑥化学物質対策に係る労働衛生研究体制の再編・強化に係る施設整備】 本事業を通じて、化学物質管理に関する調査研究が行われ知見が集まることにより、化学物質による労働災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>-</p>

令和6年度概算要求額 57百万円 (新規) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和5年度にバイオが湘南アイパークに移転することとしているが、この計画当初から安衛研登戸地区における動物関係等一部の機能を以下の理由から令和6年度に湘南アイパークに移転させることとしていた。
 - ・安衛研登戸地区については、竣工から約45年経過しており、建物の劣化が進んでいる。
 - ・特に動物管理等を実施している生物棟に関しては、劣化が著しく、喫緊の対応が必要となっている。
 - ・登戸地区は住居専用地域に指定されているため、増改築工事等を実施できず、継続して業務を実施するために移転が必須となる。
 - ・バイオと親和性の高い業務を実施していることから、令和6年4月1日の統合(予定)を契機に動物管理等を所掌している有害性評価研究部等一部の機能を湘南アイパークに移転させる方が効率的。
- 以上から、計画通り安衛研登戸地区が移転するための経費を要求するもの。なお、移転時期は令和6年度第1四半期を見込んでいる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和6年度概算要求額 **50**百万円 (14百万円) (うち、委託費 (一部拡充)：34百万円 (14百万円)、交付金 (新規)：16百万円)

労働保険特別会計	一般	会計
労災	雇用	徴収
○		

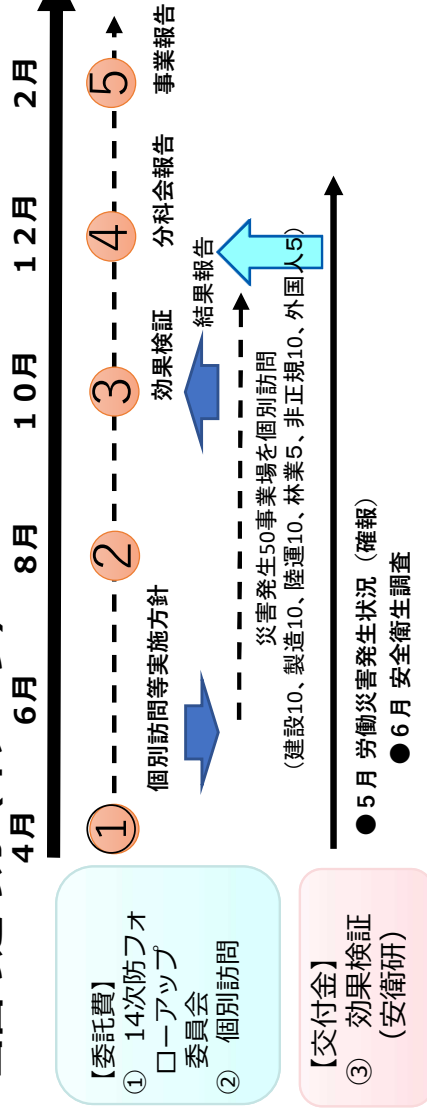
1 事業の目的

令和5年度よりスタートしている第14次労働災害防止計画を効果的に進めていくには、計画目標に掲げている事業場における取組の進捗を適切に把握し、それによる災害防止等の効果を検証することが重要である。一方で、計画目標は、業種ごとの災害防止対策、高齢化等を背景として増加している行動災害の防止やメンタルヘルス不調、化学物質による健康障害の防止など多くの分野に亘っており、また、それぞれの目標についても事業場の取組状況、災害の発生状況等を詳細に把握し、その関係性を明確にするに当たっては、(独)労働者健康安全機構と密接に連携しつつ、専門技術的な検証が必要である。さらに、第三次産業や中小事業場において多発する労働災害に歯止めをかけるには、事業場が安全衛生対策に継続的に取り組むだけでなく、それが社会的に評価される環境の整備が必要である。以上を踏まえ、下記で掲げる事業を実施することにより、第14次労働災害防止計画を適切に進めていくこととする。

2 事業の概要・スキーム

- ① 第14次労働災害防止計画をフォローアップするため、計画に関連する**安全衛生各分野の専門家10名 (前年度は7名) を参集した委員会を5回 (同3回) 開催**し、計画目標の実態把握、効果検証を実施するとともに、安全衛生に取り組む事業場が社会的に評価される仕組みづくりについて検討を行う。
- ② **労働災害が発生した50事業場 (同20事業場) に対して個別訪問**し、事業場が計画で掲げた重点事項に取り組んでいたか、取り組んでいない場合は具体的な障害を把握する。
- ③ 各分野の計画目標に関し、効果検証に係る**コーディネーター**を(独)労働者健康安全機構に**4人**配置し、研究者と委員との連絡調整を実施する。

当面の進め方 (イメージ)



中長期的な見通し (イメージ)



(予備の実態把握)

アウトプット指標、アウトカム指標の実態把握とそれらの効果検証

アウトプット指標、アウトカム指標の妥当性の検証

新指標の検討

新指標の検証手法の検討

令和6年度概算要求額 1.9億円（R05 0百万円, R04（設計） 12百万円） ※（）内は前年度,前々年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

- 令和5年通常国会に提出された、デジタル技術を活用した定期的な規制の見直しを所管官庁に求めること等を内容とするデジタル規制改革推進のための一括法に対応するために、労働安全衛生分野で活用可能なデジタル技術の情報を収集し、適時に必要な規制の見直しを行うことが必要である。
 - また、第14次労働災害防止計画においても「労働安全衛生におけるDXの推進」が掲げられており、効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用を促進し、その新技術が作業の安全化に当たってどの程度有効であるかについて、エビデンスの収集・検討を行うこととしている。
 - このため、中長期的な視点で計画的に調査研究を推進していく必要があることから、労働安全衛生総合研究所に、以下の調査研究等を行う研究棟及び屋外実験場所の整備を行う。
- <研究内容>
- ・ AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した安全衛生活動に関する調査研究
 - ・ 危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化に関する調査研究 等

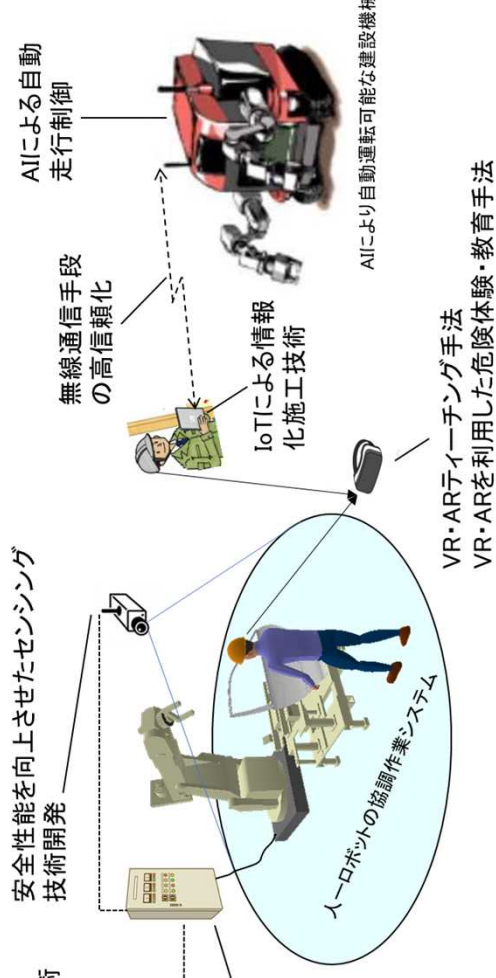
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

- ① 新技術安全実験棟新築工事
新技術を活用した安全衛生活動に関する調査研究等を行うため、労働安全衛生研究所の敷地内に研究棟及び屋外実験場所を整備する。
- ② 新技術安全実験棟新築工事 設計監理業務
上記工事を実施するための設計管理を行う。

実施主体

労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



		NO. 2	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	7
事業名	労災疾病臨床研究の拡充 (個票番号7 労災疾病臨床研究事業費補助金事業)	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		906,977(千円)	992,837(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課疾病調査研究補助金係		
事業の別	社会復帰促進事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)		
実施主体	個人、民間団体等		
令和5年度の 事業概要	<p>労働者の健康に関する以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、公募を通じて研究に必要な経費を補助するもの。</p> <p>①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等 ④労働者の社会復帰促進等に資する調査研究 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究</p>		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	<p>本研究事業は、労働者の健康に関する課題に複数年度で実施するものであり、令和6年度は以下の研究を新たに実施する。</p> <p>(令和6年度から新規又は拡充して実施する研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO中毒患者の高次脳機能障害に関する研究 ・治療と仕事の両立支援 ・医療機関における放射線被ばくについての教育に関する研究 ・エックス線作業主任者等に対する定期的な講習の実施等の効果的な教育に関する研究 ・石綿関連疾患に係る治療手法及びケア手法に関する研究 ・ウェアラブルデバイスにより得られたライフログデータの活用による産業保健活動の推進に関する研究 ・労働安全衛生法における一般定期健康診断項目等に関する研究 		
事業の必要性	<p>本研究事業は、多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等を研究課題として、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与するものである。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>上記研究の成果は、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>一部研究を除き、次年度開始分の一般公募型研究に充てる経費は前年比で減額している。</p>		
期待される 施策効果	<p>被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与する効果が期待される。</p>		
その他特記事項	-		

労災疾病臨床研究事業

令和6年度概算要求額 9.9億円 (9.0億円) ※○内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
○		

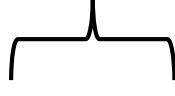
1 事業の目的

多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病については、新しい知見を見いだす必要があるため、労災疾病としての診断等における技術水準の向上を図ることができるよう、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究等について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 労災疾病臨床研究

- ・多くの労働現場で発生している疾病
- ・勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病
- ・今後、勤労者への健康影響が危惧される要因



早期の職場復帰の促進
 労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究



(2) (1)のうち、令和6年度指定型研究(予定)

① 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究

② 過労死等防止対策推進法に基づく調査研究

③ ウェアラブルデバイスにより得られたライフログデータの活用による産業保健活動の推進に関する研究(新規)

④ 労働安全衛生法における一般定期健康診断項目等に関する研究(新規)

(参考) 予算の推移 (行政経費除く)

令和4年度予算額:	951,142千円	4 課題新規採択
令和5年度予算額:	903,354千円	5 課題新規採択
令和6年度概算要求額:	989,214千円	6 課題新規採択予定



3 実施主体等

- 実施主体：原則として一般公募により募った研究者。※複数年度にわたり研究を行うことが可能。
- 実施方法：申請課題の採択、研究継続の可否、研究成果の評価については、外部有識者による評価委員会を設置し、専門的・学術的観点等から総合的な評価を行う。

		NO. 3	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	18
事業名	石綿届出システムの運用及び改修 (個票番号18 じん肺等対策事業)	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		2,269,262(千円)	2,423,397(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室産業保健係 労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働本省、医療機関、（公社）産業安全技術協会、（公社）日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体		
令和5年度の 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。 		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	令和4年度に開始した石綿の有無等の事前調査結果の電子申請による報告を受け付けるシステムの改修を行う。		
事業の必要性	令和4年4月から、一定規模以上の全ての解体・改修工事について、石綿の有無等の事前調査結果の報告を義務付けたことを受け、電子システムによる報告を受け付け、指導対象事業場を抽出するためのシステムを運用している。令和6年度にシステムの利便性を向上させるため、ユーザーや労働基準監督署から要望の寄せられた報告の入力画面の操作性の改善や指導対象事業場の抽出機能の改善について改修を実施する必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、今後増加が見込まれる建築物等の解体工事等の石綿の事前調査結果の報告について、報告システムの利便性を向上させることにより、石綿対策をより確実なものにするためのものである。このため、本事業は事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に 適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	委託事業者が提出する事業実施計画について審査し、効率的かつ適正な事業内容とすることで、経費削減を図っている。 また、令和6年度から新たに実施予定のシステムの改修事業について、業務効率化の観点から特に効果の高い事業のみ実施することとし、予算の増額を抑えている。		
期待される 施策効果	本事業を通じて、事業場における石綿対策が強化されることで、石綿による労働災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。		
その他特記事項	-		

令和6年度要求額 11億円（9.9億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般
会計	
労災	雇用
	徴収
	○

1 事業の目的

- 石綿使用建築物の解体工事の大幅な増加が見込まれている
- 石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等が報告されている（平成28年総務省勧告）
- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労働災害認定

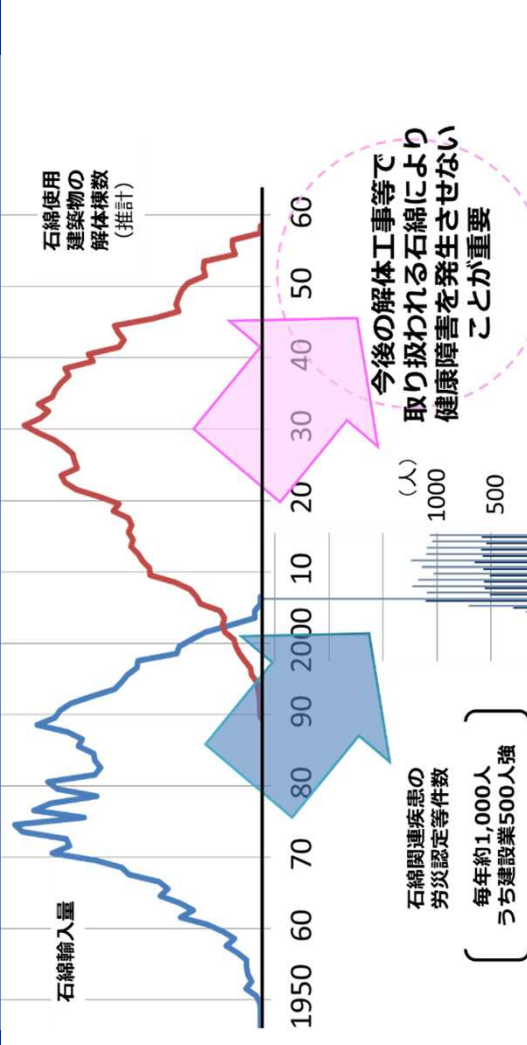


石綿ばく露防止対策の強化が必要

2 事業の概要・スキーム

有識者による検討会を経て、石綿障害予防規則（石綿則）の改正等（R2.7）により以下を含む石綿対策を強化

- 建築物・工作物の解体等作業において石綿に関する事前調査、建材の分析を行う者の要件を法令で義務づけ（R5.10・R8.1施行）
- 一定規模以上の解体改修工事は、石綿の有無に関わらず労働基準監督署への報告を義務付け(R4.4施行 2030年頃のピークでは年間300万件想定)、石綿把握漏れが疑われる事業者・現場への指導を実施
- 石綿使用建築物等の解体改修工事について、作業やばく露防止措置の状況を写真等で記録させ、工事終了後でも措置の実施状況を確認できる仕組みを構築（R3.4施行）
- 代表的な解体・改修工事における石綿飛散濃度を測定・公表し、適切なマスクの使用を指導



1 石綿漏えい防止対策に係る周知啓発

- 石綿に係る特設ウェブサイトの運用、e-ラーニング等のコンテンツの充実

2 石綿事前調査結果報告システムの運用及び改修

- 改正石綿則に基づく事前調査結果の報告を受け付けるためのシステムの運用、監督署やユーザーからの要望を踏まえて改修（改修は令和6年度限り）

3 事業者・現場に対する指導体制の確保

- 事業者・現場に対する実地調査、個別指導等を行うとともに、アスベストアナライザーの配備、届出の点検を行う石綿届出等点検指導員等を配置

4 代表的な解体現場等の濃度測定の実施

- 建築物等の解体現場等における代表的な建材・作業時における石綿気中濃度測定、市場に流通する成形品等の石綿含有無の確認のための買取り試験、石綿則の改正や最新の分析方法などの知識を提供するための啓発用動画の作成

		NO. 4	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	20
事業名	個人ばく露濃度測定定着促進補助金、事業場における化学物質管理の支援強化 (個票番号20 職場における化学物質管理促進のための総合対策)	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		388, 778 (千円)	409, 174 (千円)
担当係	労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室 労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業 (労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働省本省、委託先 (民間企業等)		
令和5年度の 事業概要	<p>新規化学物質が年々増加し、危険有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、中小規模事業場等に対する専門家によるリスクアセスメント等の訪問支援、職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。</p> <p>また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているところ、これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。</p> <p>さらに、保護具の適切な選定、着用等の促進のため、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の買取試験の実施等を行う。</p>		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	<p>〈個人ばく露濃度測定定着促進補助金〉 中小企業に対して、リスクの見積もりの際に実施する化学物質等に係る個人ばく露測定等に要する費用の一部を補助する。</p> <p>〈事業場における化学物質管理の支援強化〉 化学物質による労働災害が多く発生している業種について業種別対策の教材を開発し、業種横断的に使用される製品について製品別対策の教材を開発する。 また、濃度基準値の技術的な検討に必要な調査等を行い、物質ごとに測定に係る試料採取方法や分析方法を整理してとりまとめる。</p>		
事業の必要性	<p>〈個人ばく露濃度測定定着促進補助金〉 令和6年に全面施行される改正による新たな化学物質管理規制により、リスクアセスメント対象物を製造・使用する事業場においては、リスクアセスメントに基づき、労働者へのばく露をできる限り低減することや濃度基準値以下とすることが義務となる。個人ばく露測定の実施は、法令で義務が課されていないが、リスクアセスメントの一環として実施され、今後の労働災害の減少に大きく寄与するものであることから、当該補助金事業を通じて定着を図る必要がある。</p> <p>〈事業場における化学物質管理の支援強化〉 産業界で使用される化学物質の種類や使用形態は業種ごとに異なっているため、事業場に選任される化学物質管理者が適切にリスクアセスメントとそれに基づく対策を実施できるように、化学物質による労働災害が多く発生している業種について、業種別対策の教材を開発する必要がある。また、洗剤、接着剤、塗料等の品目は業種横断的に使用されることから、製品別対策の教材を開発する必要がある。 国が定める濃度基準値について、令和7年度以降に検討する約390物質については、測定・分析方法が明確に定められていないため、当該事業を通じて、諸外国等の制度等に係る調査等により物質ごとにこれらの情報を整理してとりまとめる必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、事業場の化学物質管理に対する支援を充実・強化することで、事業場における化学物質のばく露防止対策が推進されるため、化学物質を取り扱う労働者の健康障害を防止することとなることから、労働者の健康の確保に寄与するものである。したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用ものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		

<p>事業全体の 経費削減内容</p>	<p>新規事業については増額しているものの、既存事業については見直しを行い、事業の廃止等を行い予算額を削減している。</p>
<p>期待される 施策効果</p>	<p>本事業を通じて、事業場における化学物質管理が強化されることで、化学物質による労働災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>-</p>

令和6年度概算要求額 4.7 億円 (4.5億円) ※○内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般	会計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

労働者の健康障害防止対策に係る新たな化学物質規制の令和5年度及び6年度の施行及び今後の規制対象物質の拡大に向け、業種毎の事業者によるばく露防止手法をまとめたガイドライン等の作成・周知による支援、化学物質を管理する者等に対する講習会の実施、相談窓口の設置等の整備により、適切な化学物質管理の支援及び促進を図る。

【新たな化学物質規制の概要】

有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるといったこれまでの仕組みを、**国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み（「新規制」**という。**）に見直す。**

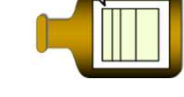
未規制物質は
安全との思い
込み（誤解）

災害発生

未規制物質に乗換

規制対象物質に追加

安全かどうかは、ラベル
表示や安全データシート
(SDS)の危険有害性
情報を参照して判断



GHS国連勧告に基づく表示例

(製品の特定期名) △△△製品 OOOO	(注意喚起語) 危険
(危険有害性情報) △ ・引火性液体及び蒸気	・吸入するとは毒
(注意書き) 取扱いは注意	・火気厳禁 ・防護構造的器具を用いる...

2 事業の概要・スキーム

1 事業者によるばく露防止手法等の作成・検討の支援（一部拡充）

事業者における化学物質の管理を円滑に行うために、労働者のばく露が国の定める濃度基準を下回ることを確認するための中小企業等も選択等が可能な測定方法の開発等を行う。**今後濃度基準値を定めることが想定される約900物質等のうち、年間25物質について開発等を進める。**

2 化学物質の自律的管理のための情報の活用促進（継続）

リスクアセスメント等へのラベル・SDSの活用及び適切な作業環境の維持改善を促進するため、ラベル・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の設置、**自律的な化学物質管理促進のための講習会を開催する。**

3 保護具の適切な選定、着用等の促進（一部新規）

- ・ 皮膚障害のおそれがある物質を取り扱う際に保護具の着用が義務づけられるため、適切な保護具の選択基準の策定等を行う。
- ・ 中小事業におけるリスクの見積もりの際の化学物質の個人ばく露濃度測定費用の補助を行う。
- ・ 国内市場に流通している型式検定に合格した呼吸用保護具について、構造規格を具備しているか試験を行う。

4 業種別・製品別の化学物質対策の化学物質管理者向け教材の開発等（新規）

事業場に選任される化学物質管理者が適切にリスクアセスメントとそれに基づく対策を実施できるように、業種別対策の教材を開発する。また、洗剤等の業種横断的に使用される品目の製品別対策の教材も開発する。

5 化学物質の自律的管理のための適切な測定方法等の調査（新規）

濃度基準値を定める予定としている化学物質のうち測定・分析方法が明確に定められていない約390物質のうち200物質程度について、文献調査や諸外国における最新の科学的知見を得るための調査を行い、物質ごとに測定に係る試料採取方法や分析方法を整理してとりまとめる。

令和6年度概算要求額 1. 2億円 (0億円)

労働保険特別会計	一般	会計
労災	雇用	徴収
		○

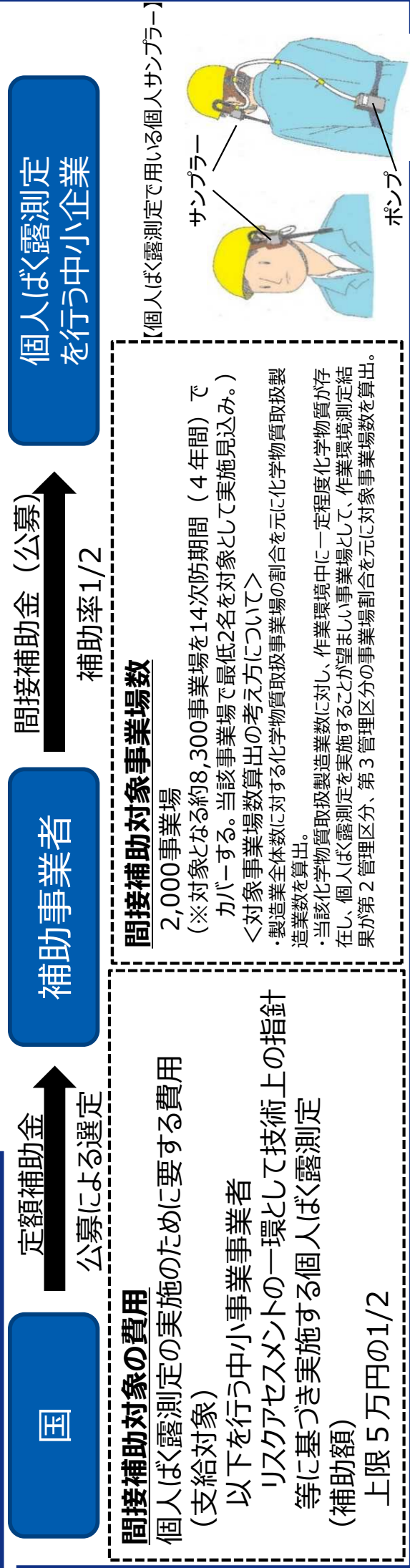
1 事業の目的

- 令和4年度の関連法令の改正による新たな化学物質管理規制については、令和6年度に全規定が施行となり、リスクアセスメント対象物を製造・使用する事業場においては、リスクアセスメントに基づき、当該リスクアセスメント対象物の労働者へのばく露をできる限り低減すること、濃度基準値が定められる物質については、濃度基準値以下とすることが義務となる。
- 個人ばく露測定は、法令で義務が課されていないが、リスクアセスメント<※1>の一環として技術上の指針<※2>等に基づき、実施されているところであり、**個人ばく露測定の定着・促進を図ることが、今後の労働災害の減少に大きく寄与するものである。**
- このため、個人ばく露測定の普及定着を図るために、リスクの高い作業を行う中小事業事業者に対し、**リスクアセスメントの一環として実施する個人ばく露測定及び技術上の指針等に基づき適切な呼吸用保護具を選択するために実施するばく露測定に要する費用の一部を補助する。**

※1：労働安全衛生法第57条の3第1項に基づく危険性または有害性の調査。

※2：令和5年4月27日付け化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（技術上の指針公示第24号）

2 事業の概要・スキーム



		NO. 5	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	21
事業名	産業保健総合支援センターにおける相談体制等の拡充 (個票番号21 産業保健活動総合支援事業)	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		4,302,127(千円)	4,876,631(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室産業保健係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（独）労働者健康安全機構等		
令和5年度の 事業概要	<p>メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援を含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。</p> <p>また、労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。</p>		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	<p>両立支援コーディネーターによるメンタルヘルス不調となった労働者の復職支援の拡充、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策、化学物質の自律管理に係る支援体制を拡充する、中小企業等の産業保健種活動を支援する団体経由産業保健活動推進助成金を拡充する。</p>		
事業の必要性	<p>一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、精神障害による労災認定件数は令和4年度には710件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要があり、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）においてメンタルヘルス対策の強化が掲げられている。</p> <p>また、化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。このため、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したことから、中小企業を中心に支援をしていく必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動の支援を強化することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>		

<p>事業全体の 経費削減内容</p>	<p>これまでの事業実績を踏まえ、（独）労働者健康安全機構における助成金の事務に係る要求額を削減している。</p>
<p>期待される 施策効果</p>	<p>本事業を通じて、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援、化学物質対策を含む事業場における産業保健活動が促進され、労働者の健康確保に寄与することが期待される。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>—</p>

産業保健活動総合支援事業

拡充

令和6年度概算要求額 49億円 (43億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労働	雇用	徴収
○		

1 事業の目的


- 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①事業者や産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修、情報提供等、②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、③助成金等の各種支援を行う。
- 支援内容について、メンタルヘルス対策のさらなる強化の観点から、①精神科産業医、心理職の配置を新たに行い、②両立支援コーディネーターの配置拡大とともに、令和6年4月施行の化学物質の自律管理に係る規制にあわせて相談対応等の拡充を行う。

2 事業の概要・スキーム

労働者
健康安全
機構

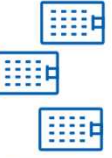


産業保健
総合支援
センター



47都道府県

地域
産業保健
センター



全国約325箇所

(全体共通)

- 【拡充】 団体経由産業保健活動推進助成金：355 (242) 百万円

助成対象範囲の拡大（事務費を追加、総事業費を基準とした助成に見直し）、助成上限額の引き上げ 等

- 産業保健関係者の育成：327 (325) 百万円
産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業者・労働者等向け啓発セミナー 等

(産業保健総合支援センター、地域産業保健センター共通)

- 【拡充】 小規模事業場等の産業保健活動への支援：4,077 (3,614) 百万円

メンタルヘルス対策促進員等による訪問指導（精神科産業医、心理職等による支援（拡充））、両立支援コーディネーターによる両立支援（拡充）、産業保健活動に関する相談対応（化学物質の自律的管理への移行に係る相談対応（拡充）等） 等

実施主体：労働者健康安全機構（補助金）
補助率：10/10

令和4年度執行率：128.3%

団体経由産業保健活動推進助成金の概要

令和6年度概算要求額 3.6億円
(令和5年度予算額：2.5億円)

事業主団体等や労災保険の特別加入団体が傘下の中小企業等や個人事業主に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の**上限4/5(事業主団体の規模に応じ、上限1,000万円又は500万円、労災保険特別加入団体は上限500万円)**を助成(1団体につき年度ごとに1回限り)

※ 産業保健活動総合支援事業費補助金(労働特会労災助成)の一部として、(独)労働者健康安全機構において運営

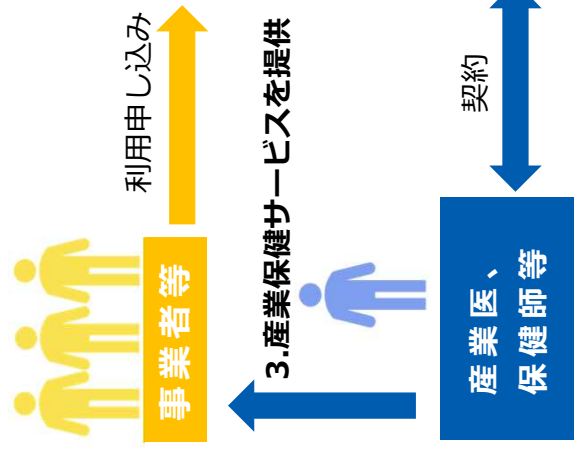
対象となる産業保健サービス

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**※
- ② 医師、保健師による**保健指導**※
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**※
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向け**の**治療と仕事の両立支援**

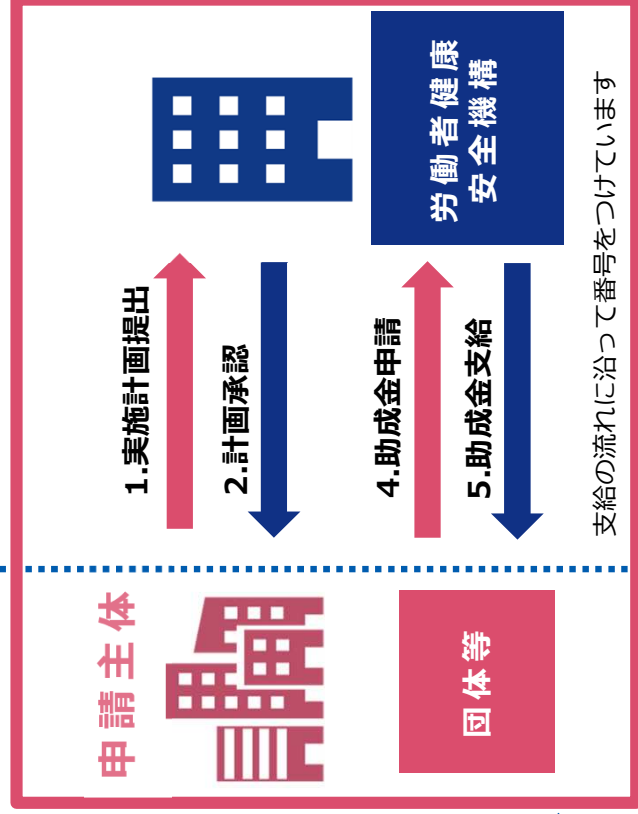
※①～③については、労働安全衛生法に基づくものに限る

助成の仕組み

サービスの流れ



助成金の流れ



対象となる団体等

次のうちいずれかであること
事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たした団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第3号に掲げる者(建設業の一人親方等)の団体または同条第5号に掲げる者(芸能関係作業従事者、ITフリーランス等)の団体であって、一定の要件を満たす団体

構成事業主数が50未満の場合は、上限500万円を助成。都道府県単位又は複数の都道府県単位であり、構成事業主数が50以上の場合は、上限1,000万円を助成。

47都道府県のうち、都道府県単位又は複数の都道府県単位の団体から23件、市区町村単位の団体(特別加入団体を含む)から24件の申請を想定。

		NO. 6	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	23
事業名	「こころの耳」相談事業の拡充 (個票番号23 メンタルヘルス対策等事業)	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		301,059(千円)	319,960(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室メンタルヘルス対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間業者に委託して実施		
令和5年度の 事業概要	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	「こころの耳」による電話・メール・SNSによる相談体制の拡充を行う。		
事業の必要性	令和5年4月に成立した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）の附帯決議において、「労災保険特別加入者が利用できるメンタルヘルス等の相談窓口の体制を一層拡充すること」とされており、メンタルヘルス対策、過重労働対策をはじめとする個人事業主等の安全衛生の確保が喫緊の課題となっている。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり、社会復帰促進等事業として行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	前年度の事業実績を踏まえ、周知用ポスター等の作成費の経費を削減している。		
期待される 施策効果	労働者に加え、個人事業主等の労災保険の特別加入者に対するメンタルヘルス不調や精神障害予防の一助となることが期待される。		
その他特記事項	—		

働く人におけるメンタルヘルス対策の促進

拡充

令和6年度概算要求額 3.2億円 (3.0億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

- 個人事業主等の安全衛生確保においては、過重労働、メンタルヘルス対策が課題となっており、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）の附帯決議においても、「労災保険特別加入者が利用できるメンタルヘルス等の相談窓口の体制を一層拡充すること」とされたところ。
- このような状況を踏まえ、本事業においては、労働時間管理・健康管理等を行う健康管理アプリの運営を引き続き行うとともに、働く人のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」のうち、**相談事業について、拡充する。**

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ① 働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、メンタルヘルスシンポジウムの開催 : 78 (78) 百万円
- ② **メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置 (電話・メール・SNS) 【拡充】** : 227 (208) 百万円

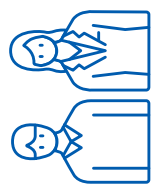
<令和4年度実績>

情報提供	相談
サイトアクセス数 893.3万件	電話 27,177件 メール 4,234件 SNS 7,808件

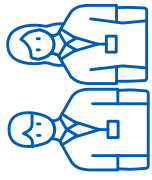
健康管理アプリ

働く人個人がアプリを使用することによる労働（勤務）時間 : 14 (14) 百万円
管理・健康管理（健康診断結果、ストレスチェック、疲労蓄積度）の実施、助成金や健康相談についての情報提供

<対象>



労働者
労災保険の
特別加入者



事業者
産業保健
スタッフ

<実施主体>

国 (委託事業：一般社団法人、株式会社等)

令和4年度執行率：80.5%

		NO. 7	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	25
事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		171,723(千円)	187,819(千円)
担当係	雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体		
令和5年度の 事業概要	<p>令和2年6月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、改正法という）において、職場におけるパワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務化やハラスメント対策を強化したことを踏まえ、改正内容の周知やハラスメント対策に係る取組を推進するため、下記の事業を実施する。</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報 ポータルサイトの継続的運営、ポスター、リーフレット等の作成・配布、Web広告、シンポジウムの開催</p> <p>②ハラスメント対策研修 職場におけるハラスメント防止措置やハラスメントに関する相談対応や事実確認方法などに関する研修をオンデマンド方式で実施</p> <p>③業界ごとのカスタマーハラスメント対応事例収集 業界、企業団体の対応マニュアル、対応フロー等独自の取組事例を収集し、研修を実施</p> <p>④ハラスメント被害者等に対する相談事業 メール、SNSによる相談対応窓口の実施 さらに、パワーハラスメント等の被害を受けたことにより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行うため、雇用均等指導員を設置する。 加えて、事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。</p>		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	<p>①労働者のメンタルヘルス等、心のケアに関する相談対応や指導を行う雇用均等指導員（パワーハラスメント対策担当）を増員する。</p> <p>②顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為（以下「カスタマーハラスメント」）のない社会づくりに向け、業種別カスタマーハラスメントの取組支援をモデル事業として行う。</p>		
事業の必要性	<p>①パワーハラスメントに係る労働者からの相談、事業主への指導等の件数は年々増加し、業務の質も複雑困難化している。そのため、雇用均等指導員（パワーハラスメント対策担当）を増員し、労働者の精神障害の悪化及び再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る必要がある。</p> <p>②近年、カスタマーハラスメントによる労働者の被害が増加している。カスタマーハラスメントについては、労働政策審議会の建議において、関係省庁等と連携した取組が必要であるとされたことに加え、パワーハラスメント防止のための指針において、事業主が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組が規定されている。このため、カスタマーハラスメントのない社会づくりに向け取組支援等を行う必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>事業拡充のため、事業全体としては増額となっているが、ハラスメント被害者等に対する相談事業については、実績等を踏まえ、要求額を削減した。</p>		
期待される 施策効果	<p>心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対して適切な援助を行うことができるようになることにより、労働者の安全及び衛生の確保が期待できる。</p>		
その他特記事項	-		

令和6年度概算要求額 6.7 億円（6.4 億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
約1/4	約3/4	

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ポスターの作成・配布
- 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）
 - ・シンポジウムの開催等
 - ・月間ポスターや啓発動画の作成
- 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント防止に関する情報発信

周知・啓発

- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした、研修の実施
- 業種別カスタマーハラスメントの取組支援 ※拡充内容
- 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

企業等への支援

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：190,223件

- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- カスタマーハラスメントに関するメール、SNSによる相談窓口の設置
- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応

相談対応

		NO. 8	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	27
事業名	エイジフレンドリー補助金等の拡充 (個票番号27 第三次産業労働災害防止対策支援等 事業(就労構造の変化及び働き方の多様化に対応し た対策の推進))	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		893,231(千円)	943,179(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課サービス産業・マネジメント班 労働基準局安全衛生部労働衛生課有害作業環境指導係		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	中央労働災害防止協会、民間企業、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会		
令和5年度の 事業概要	(1) 令和4年度事業を引き継ぎつつ、コンソーシアムの運営、事業場の自主的な安全衛生活動を支援するための講習動画・安全衛生視聴覚教材の普及啓発を図るとともに、労働災害防止に係る安全衛生活動の優良な取組事例を表彰し、WEBサイト等を通じて周知する。 (2) 外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家によるセミナーを実施する。 (3) 令和4年度事業を引き継ぎ、「エイジフレンドリー補助金」により、高齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者を支援する。		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	(1) 転倒・腰痛災害等の発生により、事業者が負う金銭的損失について調査・分析を実施する。 (2) 外国人労働者の労働災害防止に向けた危険の見える化のためのイラスト等の開発を促進する。 (3) エイジフレンドリー補助金の中で、若年期からの健康づくり等の支援のため、身体機能のチェックや運動指導の実施等に係る補助を拡充する。		
事業の必要性	(1、3) 第三次産業を中心に転倒や腰痛等の労働者の作業行動から生ずる労働災害が増加傾向にある。この要因として、これらの災害は日常生活でも発生しうることや、比較的軽微な災害であるという誤ったイメージの広がりにより、安全衛生活動に対する重要性の認知や対策の促進に繋がっていないことが挙げられる。このため、第三次産業を中心に事業場内での安全衛生活動の取組に対する機運醸成や意識改革を図っていく必要がある。 (2) 近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあることから、労働災害防止のため、外国人労働者を雇用する事業場に対して安全衛生上留意すべきポイントについて理解を促進する必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加するなど、第三次産業の労働災害防止対策の推進が喫緊の課題となっていることから、第三次産業における労働災害防止対策についての取組を行うことは、事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	新規事業については増額しているものの、既存事業については見直しや事業の廃止等を行い予算額を減額している。		
期待される 施策効果	(1、3) より効果的な行動災害対策を促すことができるようになり、行動災害の減少に資するものと考えている。 (2) 外国人労働者の危険行動を減少させ、ひいては外国人労働者の労働災害件数を減少させることができると考えている。		
その他特記事項	-		

令和6年度要求額 6.9億円（6.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般
労働	雇用
労働	徴収
○	

1 事業の目的

- 少子・高齢化の進展に加え、高年齢者雇用安定法により65歳までの高年齢者雇用確保措置の義務化などにより、労働者の高齢化が一層進むものと予測される。
- 60歳以上の高年齢労働者の労働災害は死傷者数、割合ともに増加傾向にある。（平成30年には全労働者に占める割合が初めて1/4を超え、令和4年は3割に迫っている）

【参考】高年齢労働者の労働災害発生状況

	平成11年	令和4年
全労働者	141,055人	132,355人
60歳以上	21,054人	37,988人
割合	14.9%	28.7%

出所：労働者死傷病報告における休業4日以上の死傷者数

○ 高年齢労働者が安全安心に働くことのできる職場環境の実現

- 高年齢労働者が安全安心に働くには、若年期からの健康づくり等が重要。また、高年齢労働者のみならず、「年齢問わず」一生涯を通じて労働者が安全安心に働くことのできる職場環境の実現を図るため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う装備・設備の導入や予防的観点からの労働者の身体機能向上のための健康づくり等を、中小企業等が積極的に行うことができるよう支援する。
- また、近年、高年齢労働者の増加に伴って「転倒」や「動作の反動・無理な動作」（腰痛等）等の労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害の増加に歯止めがかかっておらず、高年齢労働者の労働災害防止対策の一層の推進が重要であり、特に転倒防止については、段差等の物理的な要因だけでなく、高年齢労働者本人の身体機能の低下による影響も大きく、若年期からの健康づくり等の支援が不可欠であることから、身体機能のチエックや運動指導の実施等に係る補助を拡充する等により、事業者による労働者の転倒災害防止対策等の取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 対象事業主
労働保険加入の中小企業等の事業主
- (2) 補助対象
 - ア 労働者の転倒等防止対策にかかると身体機能のチエック・運動指導の実施等
 - イ 労働者の身体機能のチエック・運動指導の実施等
 - イ 高年齢労働者の労働災害防止対策
 - ア 以外の転倒・墜落災害防止対策
 - 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策
 - 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備等
 - その他の高年齢労働者の労働災害防止対策
 - ウ 労働者の健康保持増進の取組
 - コロナヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組

【拡充】

令和6年度から「補助率を3/4に引き上げ」、補助対象を60歳以上の労働者を雇用する中小事業者のみならず「全ての中小事業者」に拡充する

(3) 補助率上限額

- 補助対象ア：補助率3/4（上限100万円）
（対象は、全ての中小事業者）
- 補助対象イ：補助率1/2（上限100万円）
（対象は、60歳以上の労働者を雇用する中小事業者）
- 補助対象ウ：補助率3/4（上限30万円）
（対象は、全ての中小事業者）

(4) 実施主体

一般社団法人等

(5) 交付実績（令和4年度）

- 交付件数 … 1,285件
- 交付金額 … 約5.3億円

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実施）

第三次産業及び外国人労働者における労働災害防止対策事業費

拡充

令和6年度要求額 2.6億円 (2.6億円) ※○内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般	会社計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数は増加傾向にあり、この要因として小売業や社会福祉施設をはじめとする第三次産業において、転倒や無理な動作により負傷するなどの労働者の作業行動から生ずる労働災害が多発し、増加傾向にある。これらの労働災害の防止を図るため、事業者に対する顧客・利用者の安全、人材確保などの事業者の関心が高い点への労働災害防止活動によるメリットの周知や、労働災害発生時の損失の見える化、個々の労働者に対する転倒や腰痛防止に関する機運醸成、転倒災害等に被災しにくい身体づくりの啓発など、多種多様な視点からの周知啓発を行う。
- また、特に第三次産業において安全衛生活動が進んでいない現状を踏まえ、第三次産業等の事業場が行う労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生活動の実態を把握し、その状況を踏まえた普及・促進等を図る。
- さらに、増加傾向にある外国人労働者の労働災害を防止するため、日本語に不慣れな外国人労働者でも危険箇所や危険行為を容易に理解できるよう、これらを見える化するイラスト等を開発促進するとともに、外国人労働者を雇用する事業者へのセミナーを実施し、外国人労働者による労働災害の特徴やその防止のためのポイントを周知する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

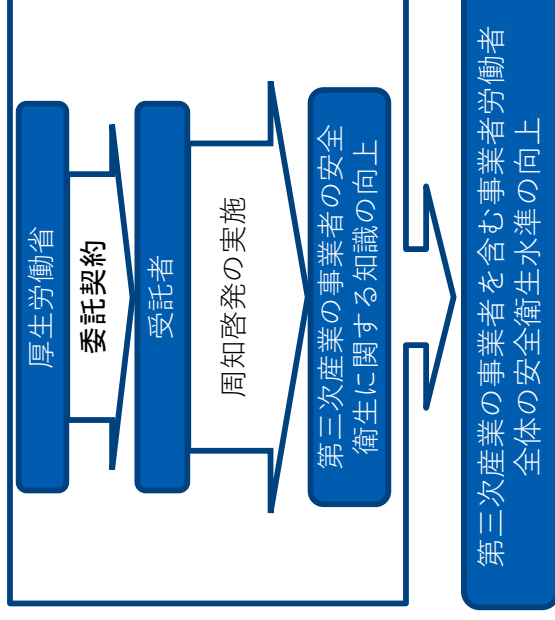
事業概要

- (1) 第三次産業等の労働災害防止に向けた周知啓発
 - ① SAFEコンソーシアムの運営
 - ② シンポジウムや現場視察会、加盟者間の連携促進、好事例の表彰を実施
 - ③ これまでに作成した各種対策ツールの周知
- (2) 労働災害による損失の定量的分析
 - ・転倒・腰痛災害等について、災害の発生により事業者が負う金銭的損失について調査・分析
- (3) 外国人労働者の安全衛生管理に関するセミナー
 - ① 外国人労働者による労働災害の特徴を分析し、視覚的にその対策のための注意を促すイラスト等を開発促進
 - ② 外国人労働者による労働災害の特徴やその防止のためのポイントを周知するセミナーを実施
- (4) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ・講習会開催、実態調査、国際会議への参加など

実施主体

実施主体：委託事業等

事業スキーム



		NO. 9	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	28
事業名	林業における安全衛生教材の作成 (個票番号28 林業従事労働者等における安全衛生 対策の推進事業)	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		23,809(千円)	53,087(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 労働基準局安全衛生部労働衛生課有害作業環境指導係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	都道府県労働局、民間団体		
令和5年度の 事業概要	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理したマニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。 また、林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等の巡回等を行う。		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	人手不足が著しい林業分野において、新規入職者向けの分かりやすい安全衛生教材を作成する。		
事業の必要性	林業における労働災害の発生率は他産業と比較して著しく高い水準にある。 伐木作業の現場については、個々の作業現場ごとに、伐木する樹種、樹齢、伐木の方法、地形等が大きく異なることから、伐木作業を行う事業者は所属の労働者に対して、個々の現場の実態に即した安全対策を適切に措置させることが必要であり、そのためには、事業者が行う安全教育等を促進させる必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、教育の促進等を通じて林業労働者の安全を確保し労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に 適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	新たに安全衛生教材を作成するため増額となっているが、教材作成事業の実施にあたっては、類似事業の実績等を踏まえ、運営経費を最小限に抑えることとしている。		
期待される 施策効果	新規入職者の安全衛生水準が向上することにより、労働災害の減少が期待される。		
その他特記事項	-		

令和6年度要求額 47百万円 (18百万円) ※()内は前年度当初予算額

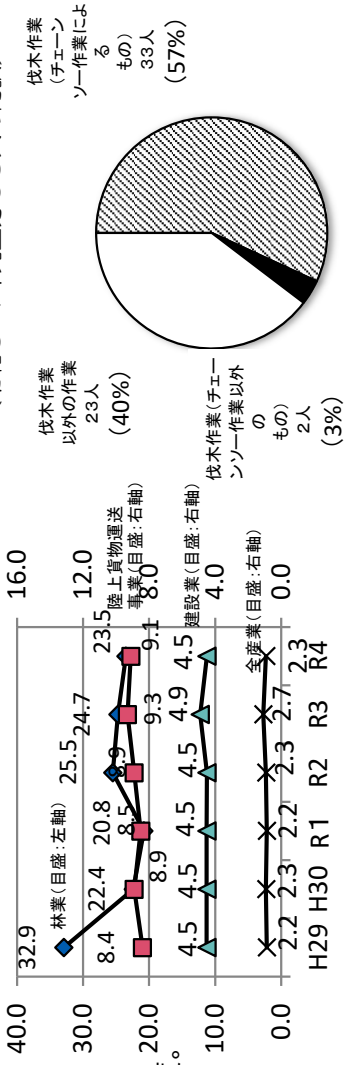
労働保険特別会計	一般
雇用	徴収
労災	
○	

1 事業の目的

- 伐木等作業の多くは林業で行われており、林業の労働災害による死亡者数は高止まり。《図1》 林業における死傷千人率の推移
- 死亡者数は、全産業と比べ減少。(R4/H22死亡者変化率：全産業0.64、林業0.47)
 - 林業における死傷千人率(※)は、全産業と比べ高い。(R4：全産業2.3、林業23.5)
 - (※)1年間に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合
 - 林業では、チェーンソーによる伐木作業中に発生する死亡災害が全体の6割程度。
 - 国際的にも、日本の林業は労働者1万人当たりの死亡率高い。(オーストリア5.50、日本8.04)
 - 近年、人手不足により外国人受入れへの要望が高まっている。

↑ **林業における伐木等作業の安全対策を推進し、災害防止の徹底が必要**

《図2》 林業における作業の種類別死亡者数 (令和3-4年発生分58人の内訳)



2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業概要

検討会の開催
 ・チェーンソーを用いた伐木等作業に係る安全対策に精通した者から意見を聴取して、内容を検討。(新規)

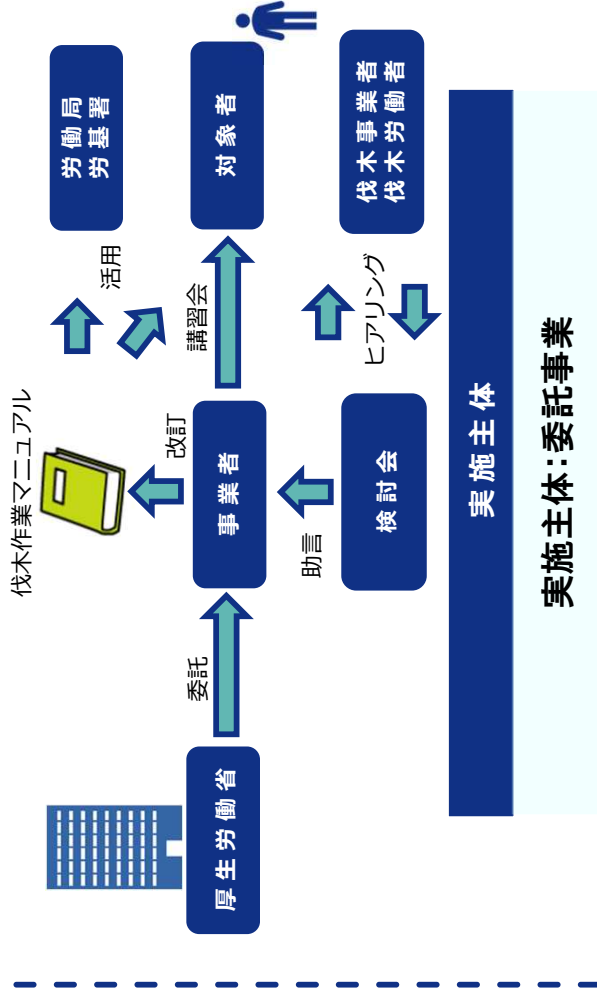
「伐木等作業における安全作業マニュアル」の改定

チェーンソーを用いた伐木等作業に係る安全対策講習会の開催

林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会の実施 (全国7箇所(北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州)沖縄ブロックごとに受講者を募集)、実技1回、座学1回、実技10人、座学50人、計420人)

外国語教材の作成(新規)

事業スキーム



		NO. 11	
		令和4年度事業評価	令和5年度事業番号
		A	38
事業名	テレワーク普及促進等対策	令和5年度 予算額	令和6年度 予算要求額
		69,151(千円)	71,124(千円)
担当係	雇用環境・均等局在宅労働課テレワーク係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	I（一社）日本テレワーク協会（令和4年度）、株式会社東京リーガルマインド（令和5年度）、 II（一社）日本テレワーク協会（令和4、5年度）		
令和5年度の 事業概要	<p>I テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント、テレワーク・セミナー及びテレワーク表彰・シンポジウム テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適正な労務管理下におけるテレワークの普及促進を図る。 また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施するとともに、テレワークに関する施策を情報発信するためにテレワーク総合ポータルサイト等の管理・運営を行う。</p> <p>さらに、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労務管理下におけるテレワークの普及促進を図る。また、テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。</p> <p>II 国家戦略特区のテレワークに関する援助 国家戦略特別区域内に、事業主に加えて、広く労働者を対象とする相談窓口を設け、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行うことで、適正な労務管理下におけるテレワークの積極的な導入を促す。</p>		
令和6年度から 新たに 実施したい内容	地方部（南関東・近畿・東海を除く地域）に対する訪問コンサルティングの強化		
事業の必要性	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、地方部の企業のテレワーク導入率を10%引き上げること等の政府目標が設定されたため、地方部への訪問コンサルティング等の支援を強化する必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は適正な労務管理下におけるテレワークを普及することにより、子育てや介護と仕事の両立、ワークライフバランスの向上に資するものとともに、テレワークによる長時間労働の抑制や健康障害の防止を図るなど、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。		
事業全体の 経費削減内容	実績等を踏まえ、国家戦略特区に係る要求額を減額した。		
期待される 施策効果	適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進により、WLBの向上、長時間労働、健康障害の防止などが期待される。		
その他特記事項	（あれば記載）		

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

令和6年度概算要求額 1.2億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般	会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		

1 事業の目的

▶ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線が拡充部分

▶ テレワークを導入しよとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

実施主体：民間事業者等

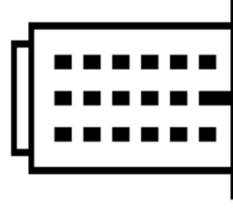
※8

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを強化

テレワーク相談センター

適正な労務管理下におけるテレワークの実施



支援

職場



連携

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

企業等に対する支援

- ・ 相談対応（窓口、電話、メール）
- ・ テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
- ・ 全国セミナー・個別相談会の開催
- ・ 総合ポータルサイトの運営 等



- ・ 都道府県労働局
- ・ 都道府県働き方改革推進支援センター 等

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

※令和4年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：20,752件